

山梨県公報

第七百八十四号

平成十九年

八月十三日

月曜日

目次

| | |
|-------------|-----|
| 道路の区域変更 | 六〇三 |
| 道路の供用開始 | 六〇三 |
| 使用料の収納事務の委託 | 六〇三 |
| 公告 | 六〇三 |
| 国土調査の指定 | 六〇三 |

告示

山梨県告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年九月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 内船停車場線
- 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--|---|------|-------------|----------|
| 南巨摩郡南部町大字南部字南田九一七二番の一五〇地先から 南巨摩郡南部町大字南部字新田九三四〇番の二地先まで | 旧 | 八・七 | 四九・八 | 一四七・九 |
| | 新 | 九・五 | 五二・四 | 一四七・九 |

山梨県告示第三百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十九年九月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|----------------|--|---|----------|----------------|
| 県道 | 葦崎南アル ブス中央線 | 葦崎市清哲町大字折戸字連台七 七五番の一地从先から 葦崎市清哲町大字青木字下北原 一二四七番の一地从先まで | | 二九〇・〇 | 平成十九年 八月十三日 |

山梨県告示第三百四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 委託の相手方 南アルブス市下高砂八百四十七番地 財団法人山梨県交通安全協会
- 委託に係る使用料 パーキング・チケット発給設備の使用料
- 委託の期間 平成十九年七月一日から平成二十年三月三十一日まで

公告

● 国土調査の指定

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成十九年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 国土調査の指定年月日
平成十九年七月二十五日
- 二 調査を行う者の名称
市川三郷町
- 三 調査地域
西八代郡市川三郷町大字下大鳥居の一部
- 四 調査期間
平成十九年八月十三日から平成二〇年三月三十一日まで